

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱を公表する。

平成23年7月19日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合告示8号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号の次に次の7号を加える。

- (5) 平成23年3月11日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者のうち、東日本大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたこと。
- (6) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (7) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であること。
- (8) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職したため現在収入がないこと。

- (9) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること。
- (10) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていること。
- (11) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っていること。

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 前条第1項第5号から第11号までに該当した場合

減免割合 10分の10

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成23年7月19日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第5号から第11号までの規定及び第3条第1項第4号の規定は、平成23年3月11日から適用する。